

青の煌めきあおもり国スポ西目屋村売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ西目屋村観光・おもてなし基本計画に基づき、本村で開催する第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の便宜を図るとともに、本村の特産品等を広く紹介するため、必要に応じて関係機関・団体等の協力を得て、青の煌めきあおもり国スポ西目屋村実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について必要な事項を定める。

2 設置場所

各競技会場に設置する。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

各競技会場の競技開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設期間

原則として、開会行事又は競技開始1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、出店位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗あたり約20㎡（2間×3間テント）以内とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じて出店数、位置及び規模を変更することができる。

6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備する。その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとするが、実行委員会が運営上必要と認める場合は、実行委員会が準備する。

なお、実行委員会の許可を受け対象火気器具等又は燃料等危険物を使用する出店者においては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

(1) テント（2間×3間）1張以内（横幕含む。）

(2) 長机6台以内

(3) 椅子4脚以内

7 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）に関係

書類（様式第2号から様式第4号まで）を添えて、実行委員会に提出する。

8 出店者の選定及び出店許可証の交付

- (1) 実行委員会は、本要項に基づいて出店希望者の選定を行い、適当であると認めた者に売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認したのち、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。
- (2) 出店申請者数が競技会場の予定売店数を超えたときは、売店等の取扱品目に係る業種別競技会・連合会・協同組合等の団体、社会福祉法人などの社会福祉関係団体、障がい者就労施設等を優先し、その他実行委員会が判断する。

9 取扱品目

売店における取扱品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又は国スポマスコットキャラクター「アップリート君」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を受けているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品・土産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等で製造又は加工された食品で、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現場調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供前に加熱処理を行うものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの。

9 出店者の条件

売店の出店者は、次の（1）の条件のいずれかに該当し、かつ、（2）の条件を満たす者とする。

(1) 出店者要件

ア 申請時に1年以上、村内に店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 過去の国民スポーツ大会、競技別リハースル大会において出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めた者。

(2) 出店要件

ア 競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

- イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 出店申請時点において、納税義務が履行されていること。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。
- キ 従事者として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。
- ク その他関係法令等に適合していること。

10 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、実行委員会が別表に定める出店料を負担する。
- (3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障がい者就労施設等
 - イ 国又は地方公共団体
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認めるもの
- (4) (3)の規定により免除を受けようとするものは、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、実行委員会は承認した者に対し、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を交付する。
- (5) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は出店者の負担とする。
- (6) 既納の出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

11 出店者の運営基準

出店者の売店の運営に必要な基準は、次のとおりとし、実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

- ア 食品を販売する出店者は、保健所に必要な届出を行うこと。
- イ 現場で調理を行う出店者は、保健所、消防署の基準に従い、指導を遵守すること。

ウ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管・陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理すること。

エ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。

オ 電気設備が必要な場合は、出店者において準備すること。

(2) その他の売店

取扱品目の内容が明瞭に識別できるように陳列すること。

12 売店監督員

(1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。

(2) 売店監督員は、青の煌めきあおもり国スポ西目屋村実施本部員とし、売店設置会場を巡回し、売店の設置運営に関する事項を監督する。

13 売店責任者

(1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。

(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。

(3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。

(4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

14 禁止事項

出店者及び従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店の権利を第三者に譲渡又は転貸し、もしくは管理運営を委託すること。

(2) 商品を不当な価格で販売すること。

(3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。

(4) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等をすること。

(5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が認めた土産品は除く。

(6) 許可された品目以外の物を販売すること。

(7) 拡声器及び音響機器類を使用すること。

(8) 火気を使用すること。

(9) その他、国スポ運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

15 遵守事項

出店者及び従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。

(2) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とすること。

- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 販売品等を搬入搬出する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1店舗につき1台とする。
- (5) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、国スポ運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (6) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で持ち帰り、環境美化に努めること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物を販売する売店にあつては、容器、空き瓶、空き缶、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
また、調理により生じた廃棄物の処理は適正に行い、廃棄物収納容器は、蓋付きの物とし、汚液、汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出した時には、その指示に従うこと。
- (11) 従事者の変更、追加等があつた場合には、直ちに実行委員会に報告すること。報告をする際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (12) その他関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

16 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害の損害に対しても、実行委員会は、一切責任を負わないものとする。

17 事故発生時の対応

売店において、事件、事故等が発生したとき、又は不審者、不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員及び施設管理者、実行委員会に報告するとともに、その指示に従うこと。

18 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 本要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があつたとき。

(4) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

19 原状回復

出店者は、設置期間終了後、遅滞なく出店に要した物品等を搬出し、出店ブースを原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

20 損害賠償

出店者及び当該従事者は、会場内の施設、他の出店者又は第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

21 補填及び補償

(1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害を実行委員会に請求することはできない。

(2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

22 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

別表

<出店料>

出店者区分	1 ブース (約 20 m ²)	ケータリングカー
西目屋村内に店舗等を有する者	無料	無料
上記以外の者	5, 0 0 0円/日	2, 0 0 0円/日

ただし、実行委員会は応募状況等に応じてこれを変更できるものとする。

なお、出店は、テント1張(2間×3間、約20m²)を基本とするが、0.5張(約10m²)を希望する場合は出店料を半額とする。また、ブースの拡張を希望する場合は、テント0.5張(約10m²)につき、出店料の半額を負担しなければならない。